

## 人材開発支援助成金とは？

人材開発支援助成金とは、労働者の職業能力開発を効果的に促進するため、企業が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

## 助成金額

当eラーニングは、人材開発支援助成金の人材育成支援コースが対象になります。経験者コースのeラーニングでは、税別30万円／人の費用のうち、中小企業の場合、45%に当たる13.5万円／人の助成金が支給されます。そのため、実質税別16.5万円／人で受講できます。

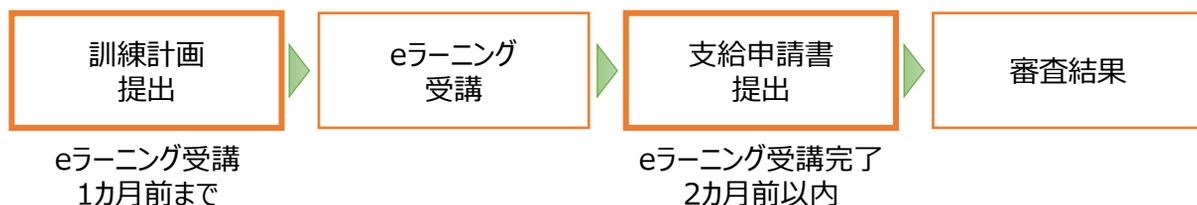
※大企業の場合、30%に当たる10万円の助成金が支給されるため、実質20万円／人で受講できます。

※1企業当たり、年間1,000万円が支給限度のため、中小企業の場合、最大74人分まで支給されます。

※新規事業として、リフォーム事業を始められる場合、「事業展開等リスティング支援コース」での申請もでき、その場合、受講料の75%（中小企業の場合）分の助成金が出ます。

## 助成金受給の流れ

人材開発支援助成金では、「訓練計画の提出」と、eラーニング受講後の「支給申請書の提出」の2段階での書類提出が必要になります。なお、書類の提出先は、各都道府県の労働局になります。



## 提出書類

### 訓練計画提出時

- ・ 職業訓練実施計画届（様式第1-1号）
- ・ 訓練別の対象者一覧（様式第3号）
- ・ 人材開発支援助成金 事前確認書（様式第11号）
- ・ 事業所確認票（様式第14号）  
※中小企業に該当する場合に必要
- ・ 雇用契約書or労働条件通知書の写し（雇用保険被保険者または有期契約労働者等であること、および職務内容を確認するため）  
※受講者単位で提出必要
- ・ 当eラーニングの申込書（実施主体の概要、目的、カリキュラム、受講料を確認するため）

### 支給申請書提出時

- ・ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）
- ・ 支払方法・受取人住所届  
※既に登録している場合は提出不要  
※通帳写し等口座番号が確認できる資料添付
- ・ 人材開発支援助成金 支給申請書（様式第4号）
- ・ 経費助成の内訳（様式第6号）
- ・ 支給申請承諾書（訓練実施者）（様式第12号）
- ・ 領収書又は振込通知書など（写）  
※領収書の場合は、加えて、総勘定元帳又は現金出納帳の写し等の提出が必要
- ・ eラーニング訓練実施結果報告書（様式第8-3号）
- ・ 受講を修了したことを証明する書類 ⇒ 修了証（写）など
- ・ 訓練の実施状況が分かる書類 ⇒ LMS情報（写）など

## その他留意事項

当助成金の支給に当たって、細かい制約事項があります。また、企業によっては上記以外に必要な提出書類もあるため、最終的には各企業様で人材開発支援助成金の詳細をご確認をお願いします。

## I-8 中小企業事業主の範囲について

中小企業事業主に該当するかどうかの判断は、「主たる事業」ごとに、「A 資本金の額または出資の総額」または「B 企業全体で常時雇用する労働者の数」によって行い、A、Bどちらかの基準に該当すれば、中小企業事業主となります。ただし、以下の例のような資本金等を持たない事業主は「B 企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。

(例) 個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合、協業組合

主たる事業	A 資本金の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 業種区分（総務省・日本標準産業分類）

主たる事業	該当分類項目
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 56（各種商品小売業） 中分類 57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 58（飲食料品小売業） 中分類 59（機械器具小売業） 中分類 60（その他の小売業） 中分類 61（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 76（飲食店） 中分類 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 38（放送業） 中分類 39（情報サービス業） 小分類 411（映像情報制作・配給業） 小分類 412（音声情報制作業） 小分類 415（広告制作業） 小分類 416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 693（駐車場業） 中分類 70（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 75（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類 791（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業）（中分類 81,82） 大分類 P（医療、福祉）（中分類 83~85） 大分類 Q（複合サービス事業）（中分類 86,87） 大分類 R（サービス業<他に分類されないもの>）（中分類 88~96）
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 50（各種商品卸売業） 中分類 51（繊維・衣服等卸売業） 中分類 52（飲食料品卸売業） 中分類 53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 54（機械器具卸売業） 中分類 55（その他の卸売業）
製造業その他	上記以外のすべて

※ 常時雇用する労働者の数とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者および2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む）であり、かつ、過当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の過当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう）である者をいいます。